

信用事業強化計画の履行状況報告書

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の
再編及び強化に関する法律附則第8条第1項)

平成 27 年 5 月

ふたば農業協同組合

目 次

1 平成 27 年 2 月期決算の概要	
(1) 経営環境	…… 1
(2) 決算の概要	…… 1
(3) 自己資本比率の状況	…… 3
2 農業者等に対する信用供与の円滑化その他の当組合の事業 区域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	
(1) 当組合の事業区域の状況	…… 4
(2) 農業者等に対する信用供与の円滑化のための方策	…… 4
(3) 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の農 業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のため の方策	…… 8
(4) 東日本大震災の被災者への信用供与の状況	…… 9
(5) 東日本大震災の被災地への支援をはじめとする被災地域 における復興に資する方策	…… 11
(6) その他当組合が主として事業を行っている地域における 経済の活性化に資する方策	…… 22
3 剰余金の処分の方針	…… 25
4 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保の ための方策	
(1) 経営管理体制	…… 25
(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制	…… 25
(3) 地域特性・事業基盤にあった収支構造に向けた取組み	…… 26
(4) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び 市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理状況ならびに これらに対する今後の方針	…… 26

1 平成 27 年 2 月期決算の概要

(1) 経営環境

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」といいます。）により管内の農業及び経済は甚大な被害を受けました。

原発事故により、管内 8 町村全てが警戒区域等の避難指示区域に指定されましたが、平成 25 年 5 月末時点で管内 8 町村全てにおいて避難指示区域の解除・再編が実施されています。しかし、住民が居住できるのは広野町・川内村の 2 町村にとどまり、組合員・利用者の多くはいまだに避難生活を強いられております。

このような中、当組合は被災地域の農業協同組合として、農業者に対する信用供与の円滑化と組合員・利用者の農業・生活の復旧・復興に資する方策の実践に努めてまいりました。

平成 23 年 4 月、福島市に本店・コールセンターを、県内外 9 ヶ所に組合員サポートセンターを設置し、組合員・利用者の皆様のご相談・お手続きの受付、東京電力への農畜産物損害賠償請求の事務代行などを最優先にして取り組んでまいりました。

平成 24 年 4 月には広野支店・川内支店の支店業務を再開し、平成 24 年 11～12 月には避難者の多い福島県内の 4 ヶ所（福島市、郡山市、会津若松市、いわき市）にフル機能の金融業務を行う仮店舗を設置し、組合員・利用者の利便性向上を図りました。平成 26 年 10 月には、安達サポートセンター（二本松市）にも仮店舗を設置し、組合員・利用者の利便性の一層の向上を図っております（これにより管内 8 町村全ての役場（対策本部）の設置地区に仮店舗が設置されることになり、役場との連携体制の強化も図られております）。

(2) 決算の概要

<主要勘定の推移>

a 貸出金

管内は原発事故による区域再編が行われているものの、依然として住民のほとんどは避難を余儀なくされ、復旧・復興に向けた新規の資金需要は低調に推移しております。

このような中、農業関連貸出については、一部地域での営農再開に向けた新規貸出等もありましたが、約定償還と繰上償還等により期末残高は 6 億 5 百万円と前期末比 77 百万円の減少となりました。

住宅ローン・その他生活関連貸出についても、被災者である個々の債務者と面談協議を行い、現況確認と相談対応を進めた結果、約定償還に

加え、東京電力の損害賠償金や建物更生共済の共済金等を財源とした繰上償還の申し出を受けたこと等により、期末残高は15億38百万円と前期末比8億10百万円の減少となりました。

これらの結果、期末の貸出金残高は40億14百万円と前期末比11億57百万円の減少となりました。

b 貯金

土地・住宅・自動車取得等、避難者の生活再建のための貯金払戻しが一定程度発生しましたが、これを上回る損害賠償金や共済金等の入金があり、期末の貯金残高は2,107億57百万円と前期末比312億32百万円の増加となりました。

<資産・負債状況の推移>

(単位：百万円)

	平成27年		平成26年 2月末実績	平成25年 2月末実績	平成24年 2月末実績
	2月末実績	前期末比			
資産	229,684	34,461	195,223	115,425	103,226
うち預金	220,213	35,136	185,077	104,219	89,993
うち貸出金	4,014	△1,157	5,171	7,925	8,927
農業関連	605	△77	682	775	646
その他事業関連貸出	11	△90	101	834	876
住宅ローン	1,389	△702	2,091	3,995	4,674
その他生活関連貸出	149	△108	257	753	1,221
地公体貸出	412	△50	462	594	736
固定資産	906	△82	988	1,033	2,102
負債	215,563	32,207	183,356	106,752	93,822
うち貯金	210,757	31,232	179,525	102,888	89,220
純資産	14,121	2,254	11,867	8,673	9,404

<損益状況の推移(単体)>

貯金増加に伴い預金運用収入が増加しましたが、貸出金減少に伴う個別貸倒引当金戻入益が前期比減少したことを主因に、事業総利益は21億12百万円と前期比6億19百万円の減少となりました。

人件費の削減などに努め、事業管理費は8億93百万円と前期比16百万円の減少となりましたが、事業利益は12億19百万円と前期比6億3百万円の減少、経常利益は12億88百万円と前期比6億2百万円の減少となりました。

特別利益は、東京電力からの受取損害賠償金22億54百万円等により、

27億74百万円と前期比11億45百万円の増加となりました。特別損失は、災害損失特別勘定繰入4億51百万円や仮店舗運営にかかる経費等により、6億59百万円と前期比3億34百万円の増加となりました。

これらの結果、当期剰余金は22億85百万円と前期比9億10百万円の減少となりました。

<損益の推移>

(単位：百万円)

	平成27年		平成26年 2月末実績	平成25年 2月末実績	平成24年 2月末実績
	2月末実績	前期比			
事業総利益	2,112	△619	2,731	1,181	974
うち信用事業	1,575	△612	2,187	739	468
うち共済事業	497	△8	505	394	484
うち購買事業	24	△6	30	51	9
うち販売事業	9	4	5	3	13
事業管理費	893	△16	909	928	926
うち人件費	673	△30	703	709	743
うち施設費	60	4	56	50	84
事業利益	1,219	△603	1,822	253	48
事業外収益	72	2	70	33	20
事業外費用	3	1	2	0	2
経常利益	1,288	△602	1,890	286	66
特別利益	2,774	1,145	1,629	170	1,258
うち義捐金等	—	—	—	—	246
うち団体火災共済金	44	44	—	—	581
うち受取損害賠償金	2,254	764	1,490	102	404
特別損失	659	334	325	1,332	3,802
うち個別貸倒引当金繰入	—	—	—	108	1,469
うち災害損失特別勘定繰入	451	451	—	—	1,522
うち固定資産評価損	40	40	—	986	—
うち損害賠償費	88	11	77	80	104
税前当期純利益	3,403	209	3,194	△877	△2,478
当期剰余金(△損失金)	2,285	△910	3,195	△732	△2,483

(3) 自己資本比率の状況

平成27年2月末の自己資本比率は、貯金増加による運用資産の増加からリスクアセットも増加しましたが、剰余金も増加したことから26.47%

と前期末比 0.60 ポイントの上昇となりました。平成 24 年 2 月の優先出資 96 億 60 百万円の発行による資本増強以降、安定した財務基盤を確保のうえ、管内の復興支援に向けた金融仲介機能等を十全に発揮できる水準を維持しております。

＜単体自己資本比率の推移＞

平成 27 年 2 月末	平成 26 年 2 月末	平成 25 年 2 月末	平成 24 年 2 月末
26.47%	25.87%	28.81%	32.00%

単体自己資本比率は「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」（平成25年金融庁・農林水産省告示第3号）に基づき算出しております。なお、平成26年2月末以前は、旧告示に基づく単体自己資本比率を記載しております。

2 農業者等に対する信用供与の円滑化その他の当組合の事業区域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 当組合の事業区域の状況

当組合は、福島県の浜通り中部の双葉郡の 6 町 2 村（浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、葛尾村、川内村）を事業区域としております。

原発事故により、管内の全域が避難指示区域の指定を受けたため、組合員・利用者の皆様は管外への避難を強いられました。

その後、平成 23 年 9 月に広野町・川内村で緊急時避難準備区域が解除されました。警戒区域・緊急時避難準備区域については、平成 24 年 4 月に川内村、8 月に楡葉町、12 月に大熊町、平成 25 年 3 月に葛尾村・富岡町、4 月に浪江町、5 月に双葉町が、避難指示解除準備区域・居住制限区域・帰還困難区域に再編されました。

しかし、管内 8 町村のうち住民が居住できるのは広野町・川内村の 2 町村だけであり、組合員・利用者の多くが避難生活を強いられているという厳しい状況は変わっていません。

平成 24 年において稲作の作付制限・自粛要請が行われた管内 8 町村のうち、広野町・川内村では平成 25 年度より稲作の作付けが再開されましたが、残り 6 町村での再開時期は未定となっています。

このように、管内地域が復旧・復興に向かっていくには未だ時間がかかる状況にあります。

(2) 農業者等に対する信用供与の円滑化のための方策

a 農業者等に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、これまでも本支店におい

て十全な相談対応を行えるよう体制を整備し、また、地域金融機関として、地域経済の発展に資するべく取り組んでまいりました。

原発事故により管内全域が避難指示区域に指定された平成 23 年度以降、組合員・利用者に対して必要な信用供与等を円滑に行うために、次のように相談体制等を整備し、対応を行っています。

(a) 支店・組合員サポートセンターによる相談体制

平成 23 年 4 月 15 日より、県内外に避難している組合員・利用者からの相談等に的確に応えるため、管内 8 町村の災害対策本部（臨時役場）の最寄りの JA 店舗内 9 ヲ所に「組合員サポートセンター」を開設しました。その後、避難者の転居、役場機能の移転等に応じ組合員サポートセンター等の見直しを行い、平成 27 年 4 月 30 日現在、県内 2 ヲ所に支店を、県内 5 ヲ所に組合員サポートセンター（全てフル機能の金融業務を行う仮店舗も併設）を設置しております。

<支店・組合員サポートセンター設置状況（平成 27 年 4 月 30 日現在）>

（単位：人）

設置場所			職員数
<支店>			
福島県	広野町 （金融店舗）	当組合 広野支店	6
	川内村 （金融店舗）	当組合 川内支店	5
<組合員サポートセンター>			
福島県	福島市 （金融店舗）	JA 福島ビル内	12
	二本松市 （金融店舗）	JA みちのく安達 旧渋川支店	6
	郡山市 （金融店舗）	JA 郡山市 旧小原田支店	11
	会津若松市 （金融店舗）	JA あいづ 旧若松支店	4
	いわき市 （金融店舗）	JA いわき市 旧飯野支店	18
支店・組合員サポートセンター 職員合計			62

＜組合員サポートセンターにおける事業別相談等受付件数＞ （単位：件）

	震災以降 ～平成26年2月	平成26年3月 ～平成27年2月	平成27年3月 ～4月	累計
信用事業	47,274	34	5	47,313
共済事業	38,319	0	0	38,319
経済事業（購買・販売）	10,326	11	0	10,337
その他	3,520	7	0	3,527
合計	99,439	52	5	99,496

- ※1 平成25年2月まではコールセンターへの取次業務を含むが、平成25年3月以降は取次業務を含まない。（フル機能の金融業務を行う仮店舗を平成24年11～12月に設置したことに伴い、集計対象を変更）
- ※2 信用事業の相談内容は、平成24年2月分まではコールセンターの取扱件数に反映されている（組合員サポートセンターは、顧客ごとに相談受付票を作成しコールセンターに報告）。
- ※3 共済事業は、被災した建物についての共済金支払いにかかる相談が中心。
- ※4 経済事業では、東京電力に対する損害賠償請求についての相談が中心となっているが、一部営農再開に関する各種照会・相談にも対応している。

(b) コールセンター業務の移管

被災された組合員・利用者からの信用・共済事業にかかる相談・取引に対応するため、震災直後の平成23年4月19日にJA福島ビルの本店内にコールセンターを設置しましたが、前記のとおり、その後、組合員サポートセンターにフル機能の金融業務を行う仮店舗を設置したことに伴い、コールセンターの業務はこれら仮店舗及び本店金融共済部に移管いたしました。

なお、県内外に避難する組合員・利用者からの相談に対応するため、本支店及び組合員サポートセンターにおける相談体制を継続しております。

(c) 本店による相談体制

総務部・金融共済部・営農経済部においても組合員・利用者からの相談対応を行うとともに、専門部署として支店・組合員サポートセンターからの相談に対して適切な支援を行っております。

具体的には、金融共済部金融融資課及び総務部組織管理課に貸出業務に精通した職員6名を配置し、組合員からの新規借入申し込みや既往貸出金にかかる返済猶予・条件変更等の相談に対し、支店・組合員サポートセンターの職員と連携し、個別相談に応じております。

営農経済部では、管内の営農再開に向けた各種照会・相談への対応を

行っております。また、農家組合員の東京電力に対する農畜産物損害賠償請求にかかる事務受託を行う部署を設置し、被災した農家組合員の営農損害回復に向けた支援を行っております。

なお、金融共済部に配置している担い手金融リーダー（注）は、県域農業金融センター機能（注）を担う農林中央金庫福島支店からの指導・サポートも受けながら、農業者への相談・融資対応を行っております。

注： 担い手金融リーダーとは、JAバンクとして地域の農業担い手の事業展開を融資や情報提供面でサポートするため、全JA・信連・農林中央金庫（本・支店）に設置している農業融資の実務リーダーであり、JA・農林中央金庫間や行政・関係機関の農業担い手担当部署と連携する金融部門の窓口担当者です。

注： 県域農業金融センター機能は、農業者等への金融対応力強化のため、県域（信連・1JA・農林中央金庫統合県支店）に構築し、中央会等各連と連携しJA金融部門・営農経済部門（TAC等）と一体となって、JAのサポート・指導や農業法人等への融資・相談等を行うものです。

(d) 訪問活動の取組み

地震・津波の被害に加え、原発事故に伴う避難指示区域の指定により、組合員・利用者の多くが依然として県内外に避難しています。

当組合では、組合員・利用者との関係維持・強化を目的として、広野・川内の2支店に加え、避難者の多い県内5ヵ所の組合員サポートセンターに渉外担当者を配置し、組合員・利用者に対する訪問活動に取り組んでおります（平成27年4月末時点での渉外担当者19名）。

平成26年度も、渉外担当者による訪問活動等により、組合員・利用者の近況確認や当組合への意見・要望をお聞きする取り組みを行ったほか、広報誌の配布を通じた当組合の現況報告を行いました。また、平成24年度・平成25年度に引き続き、全職員による仮設住宅等避難先の一斉訪問を行いました（平成26年12月に県内外114ヵ所・6,905戸の仮設住宅を訪問）。

また、当組合から借入等を行っている県内外の被災者の方々に対しては、個別面談を通じた現況確認を行うとともに、今後の条件変更等、生活再建を踏まえた相談機能の発揮に取り組んでおります。

支店・組合員サポートセンターによる相談体制に加え、今後とも、こうした訪問活動を継続していくことにより組合員・利用者への相談対応、利便性向上につなげてまいります。

b 信用供与の実施状況を検証するための体制

当組合では、管内の復興支援を万全に進めるべく、組合員・利用者の

具体的ニーズの充足や満足度向上を図る取組みを着実に進めていく観点から、組合員・利用者に対する信用供与の実施状況等について、月次及び四半期毎に取組事項の検証や情報の共有を行う体制を構築し、計画した実施事項の進捗管理を行っております。

(a) 「信用事業強化計画実績検討会」での進捗管理（月次）

本店総務部を管理部署として、常勤役員、本店各部・次・課長、支店長が参画する「信用事業強化計画実績検討会」を毎月開催し、各施策及び計数実績等の進捗管理を行うとともに、組合員・利用者の所在確認、避難状況に応じた新たな事業拠点の設置等、取組状況に応じた改善策の検討と対策に取り組んでおります。

(b) 理事会での進捗管理（四半期）

理事会においては、前記の「信用事業強化計画実績検討会」等での検討・協議を踏まえた信用事業強化計画の取組状況について報告を受け、計画の進捗状況等を確認・管理するとともに、地域の復興状況や組合員・利用者からの相談・ニーズ等に応じた信用供与の対応状況について検証しております。

こうした検証や情報の共有を踏まえた理事会での協議に基づき、さらなる職員教育の充実や避難組合員に対する十全な対応、相談機能発揮による債務者への適切な対応等について、各部署を通じて職員に徹底するよう指示しております。この他にも、平成26年11月の理事会において、農地中間管理機構事業に関する対応方針を協議し、同機構事業の利用希望者に対し、当組合がこれまで培ってきた農地集積のノウハウを最大限に生かして支援を行っていくことを決定しております。

今後とも、計画の進捗状況について管理・検証等を行い、計画遂行上必要と認識される施策等について、当組合各部署に対して個別実施事項の改善や取組み強化を指示してまいります。

(3) 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の農業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

a 不動産担保又は個人保証に過度に依存しない融資の促進

営農再開や生活再建に向けた組合員・利用者からのニーズに対して、制度資金など震災特例融資を積極的に活用しながら、組合員・利用者の経営状況や将来性、復興状況等を踏まえ、福島県農業信用基金協会の保証制度等を活用し、不動産担保・個人保証に依存しない融資推進に取り組んでおります。

なお、当組合では、平成 23 年 10 月以降、原則経営者以外の第三者連帯保証人を求めないこととする事務手続に内容を改正しています。

<不動産担保等に過度に依存しない災害対応融資の状況> (単位：件、百万円)

資金名	震災以降 ～平成 26 年 2 月		平成 26 年 3 月 ～平成 27 年 2 月		平成 27 年 3 月 ～4 月		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
原発事故対策緊急支援資金 (福島県の制度資金)	7	39	0	0	0	0	7	39

b 出資の機会の提供

当組合管内の 8 町村では、平成 25 年度に広野町・川内村で稲作が再開されていますが、残る 6 町村では営農再開に至っておりません。

今後、除染、農地復旧等が行われ、営農が再開される際には、その担い手として新たに農業法人が設立されることも想定されます。

その際には、当組合としては、行政等と連携の上、農業法人の設立についての指導・支援を行うとともに、当該農業法人の資本金の充実について、アグリビジネス投資育成株式会社(注)等官民の各種ファンドの活用を提案してまいります。

注：アグリビジネス投資育成株式会社とは、農業法人の発展をサポートするため、JA グループと(株)日本政策金融公庫の出資により設立された農林水産省の監督を受ける機関です。

(4) 東日本大震災の被災者への信用供与の状況

a 被災者に対する条件変更等対応状況

平成 26 年 9 月から平成 27 年 4 月末までの条件変更申出の受付はありませんでした。平成 26 年 8 月末時点で条件変更に関する審査中等の案件もないことから、平成 27 年 4 月末時点での継続案件はありません。

引き続き、借入金償還の負担軽減についての相談を受けた際には、本店総務部債権管理保全課が中心となって個別相談を行い、個々の債務者の状況をきめ細かく把握しながら対応を進めてまいります。

また、当組合では私的整理ガイドラインにかかる相談受付、申請手続の支援を行っていますが、平成 26 年 9 月から平成 27 年 4 月末までの相談受付はありませんでした。

<震災後の条件変更の対応状況>

(単位：件、百万円)

	震災以降 ～平成 26 年 2 月		平成 26 年 3 月 ～平成 27 年 2 月		平成 27 年 3 月 ～4 月		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業関連資金	4	47	0	0	0	0	4	47
生活関連資金	103	899	0	0	0	0	103	899
うち住宅ローン	71	844	0	0	0	0	71	844
その他（農業外事業資金）	3	192	0	0	0	0	3	192
計	110	1,138	0	0	0	0	110	1,138

b 新規資金需要への対応

震災以降、被災した組合員・利用者の営農再開や生活再建を支援するため、本店に集約していた貸出相談窓口を仮店舗にも設置（貸出担当者を配置）し、新規融資の相談体制を整備しました。

また、昨年度に続き、休日ローン相談会を平成 26 年 9 月から平成 27 年 4 月末までに 2 回開催しました（平成 26 年 10 月福島、平成 27 年 1 月いわき）。

管内のほぼ全域が避難指示区域という状況に加え、東京電力からの損害賠償金や建物更生共済の共済金等の入金もあり、資金の借入需要は低迷している状況ではありますが、平成 26 年 9 月から平成 27 年 4 月末までに 12 件・2 億 31 百万円の新規貸出を実行しました。

(a) 農業関連資金

平成 26 年 9 月から平成 27 年 4 月までの農業関連資金の新規貸出は、4 件・1 億 50 百万円でした。

<農業関連資金の融資事例>

震災により被害を受けた農業者が営農再開し、規模拡大を図るとともに労力の効率化・省力化を行うために必要な農業機械の購入資金を、JAバンクの資金であるアグリマイティ資金で対応しました。

(b) 生活関連資金

平成 26 年 9 月から平成 27 年 4 月までの生活関連資金の新規貸出は、7 件・51 百万円でした。うち、住宅ローンが 2 件・38 百万円、マイカーローンが 3 件・5 百万円でした。当県においては自動車が生活の必需品であることから、マイカーローンのニーズは一定程度あるものと考え

られます。また、徐々に住宅取得ニーズも出てきております。

引き続き、住宅ローン等の生活関連資金について、農林中央金庫が行う東日本大震災復興支援にかかるローンに対する0.5%の利子補給制度等も活用し、組合員・利用者の状況等をきめ細かく把握しながら、生活資金の面からも、復旧復興に貢献してまいります。

＜住宅ローンの融資事例＞

震災により避難を余儀なくされた組合員が住宅を新築するに当たり、当初5年間農林中央金庫から利子補給があるJAバンクローンで対応しました。

＜震災後の新規貸出実績＞

(単位：件、百万円)

資金名	震災以降 ～平成26年2月		平成26年3月 ～平成27年2月		平成27年3月 ～4月		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
原発事故対策緊急支援資金 (福島県の制度資金)	7	39	—	—	—	—	7	39
農業近代化資金	—	—	2	21	—	—	2	21
プロパー貸付	5	627	1	127	2	12	8	766
農業関連資金 計	12	666	3	148	2	12	17	826
住宅ローン	19	338	2	30	2	38	23	406
マイカーローン	36	64	4	7	—	—	40	71
教育ローン	—	—	—	—	1	1	1	1
貯金担保貸付	15	660	4	24	—	—	19	684
共済担保貸付	5	3	—	—	—	—	5	3
生活関連資金 計	75	1,065	10	61	3	39	88	1,165
地方公共団体向け貸付	4	114	1	30	1	30	6	174
合計	91	1,845	14	239	6	81	111	2,165

(5) 東日本大震災の被災地への支援をはじめとする被災地域における復興に資する方策

a 組織体制の見直し

当組合では、平成23年5月に本店の指導経済部内に復興対策チームを設置しましたが、復旧・復興の進展にあわせ、平成24年6月に、展示圃の運営、管内・避難先での営農支援等を担当する「営農復興課」、東京電力への損害賠償請求等を担当する「損賠対策課」、生産資材等の供給、女性部活動等を担当する「経済課」に組織再編しました。

平成 26 年 3 月には、指導経済部を営農経済部へ名称変更した上で、従来の「営農復興課」・「損賠対策課」を、営農企画や行政との連携、東京電力への損害賠償請求等を行う「営農復興課」、営農支援、展示圃の運営、出荷販売業務等を行う「指導販売課」へ組織再編しました。合わせて、指導販売課の職員 2 名を営農指導員として広野支店・川内支店にそれぞれ駐在させ、巡回指導や栽培指導会等を実施する体制としました。

平成 26 年 10 月には、これまで相談業務と取次業務のみ行っていた安達サポートセンターにフル機能の金融業務を行う仮店舗を設置し、組合員・利用者の利便性の一層の向上を図りました。

b 金融面の対策

(a) 既往債務の対策

7 負担軽減等にかかる対応

当組合では震災発生以降、債務者の申し出に応じ、返済猶予に対応し、順次、債務者との相談・協議を進め、債務者の収入状況等を踏まえた条件変更等の対応を行ってまいりました。

これらの債務者のうち、農業者に対しては、本格的な営農再開の準備が始まった際には、必要に応じ、日本政策金融公庫や福島県農業信用基金協会と連携した経営体育成強化資金、農業経営負担軽減支援資金の提案・活用等を行ってまいります。

負担軽減を希望する住宅ローンの借入者に対しては、当年度償還額の間据置の設定及び最終期限の延長（1 年の延長）による償還猶予に応じたほか、生活資金の利用者に対しては、一時的な収入の減少等、個別の状況等を踏まえ、条件変更等必要な対応を進めております。また、既往債務の整理が必要と判断される場合には、私的整理ガイドラインの活用検討や、税理士・弁護士等専門家と連携し、債務整理等、利用者の状況に応じた対策を実施してまいります。

イ 二重債務問題にかかる対応

原発事故の収束が見えない中、二重債務問題に関する相談は平成 27 年 4 月末時点で発生しておりませんが、今後、組合員・利用者の事業の復旧に際し対応が必要と判断される場合には、債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的に、福島産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構の活用を検討してまいります。

また、震災の影響により住宅資金の二重債務を抱える利用者には、平成 24 年 2 月に福島県により措置された利子補給事業（新規に住宅ローンを借り入れた者に対し、既存住宅ローンにかかる今後 5 年間分の利子

相当額を一括交付：上限 1,400 千円）の活用等を行ってまいります。

(b) 新規資金需要への対応

当組合では、復旧・復興に向けた資金需要に対応するため、組合員・利用者からの相談対応、渉外担当者による渉外活動や仮設住宅等への訪問活動等を通じて把握した資金ニーズに対し、県、各市町村、福島県農業信用基金協会、日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、福島県農業協同組合中央会、農林中央金庫等の関係機関と連携し、低利・無利子資金等の提案、提供をしております。

未だほとんどの組合員・利用者が避難生活を強いられていること、損害賠償金や共済金等の入金があることから、資金需要は低迷しておりますが、渉外担当者等を通じたローン情報収集や休日ローン相談会の開催等により、新規資金需要にかかる相談・融資対応に取り組んでおります。

＜農業関連資金の内容＞

貸付利率は平成 27 年 4 月 1 日現在

資金名	資金の内容
制度資金	
経営体育成強化資金 ＊震災以降の取扱実績はありません	日本政策金融公庫原資の資金であり、当組合が相談窓口及び取次金融機関として受付を行います。東日本大震災を受け、最長 18 年間の無利子化措置が図られています。 対象者：認定農業者・主業農業者 資金用途：施設・機械・負債整理等 貸付限度額：8 億円まで（個人は 2 億 5 千万円まで） 貸付期間：28 年以内 貸付利率：18 年間は無利子（保証料は不要） 担保保証人：原則不要（保証については、法人の場合は代表者のみ、担保物件は融資対象物件に限る）
農業経営負担軽減支援資金 ＊震災以降の取扱実績はありません	営農に係る負債整理資金であり、当組合が取扱金融機関として相談・貸付を行います。東日本大震災を受け、最長 10 年間（特認の場合は 18 年間）の無利子化措置が図られています。 対象者：主業農業者 資金用途：営農に係る負債整理 貸付限度額：所要金額の範囲内 貸付期間：10 年（特認 18 年）以内 貸付利率：10 年間（特認 18 年間）は無利子 担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証・直

資金名	資金の内容
	接被災者は保証料負担なし)
<p>農家経営安定資金 (東日本大震災農業経営対策特別資金)</p> <p>*震災以降の取扱実績はありません</p> <p>震災以降の取扱実績： 7件、39百万円</p>	<p>東日本大震災ならびに東京電力福島第一原発事故により被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定を図るため、当組合が相談窓口及び取扱金融機関として貸付を行います。東日本大震災を受け、県と JA グループ福島による利子補給(助成)措置を行い、最長 10 年間の無利子化措置が図られています。</p> <p>【東日本大震災農業経営対策特別資金】 (平成 27 年 4 月 1 日時点の申込期限：平成 28 年 3 月 13 日)</p> <p>① 東北地方太平洋沖地震対策資金 (地震・津波の被害を受けた農業者等を対象) 対 象 者：農業を営む個人・団体等 資 金 使 途：施設等の復旧、営農のための運転資金 貸付限度額：500 万円まで 貸 付 期 間：10 年以内 貸 付 利 率：無利子（保証料は別途必要） 担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p> <p>② 原発事故対策緊急支援資金 (出荷制限・風評被害等の影響により収入減少した農業者及び原発事故による避難農業者等を対象) 対 象 者：農業を営む個人・団体等 資 金 使 途：営農のため当面必要な運転資金及び福島県内での営農再開のため必要な運転資金 貸付限度額：1,200 万円まで（個人は 1,000 万円まで） 貸付期間：10 年以内 貸付利率：無利子（保証料は別途必要） 担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p>
農業近代化資金	<p>東日本大震災により直接または間接被害を受けた農業者については、平成 23 年 5 月から最長 18 年無利子かつ実質担保・保証人なしで融資を受けることが出来るようになり、当組合でも取扱金融機関として貸付を行っています。</p> <p>本資金により津波被害により、耕作地が浸水あるいは農機や施設等が流失する等の影響を受けている農業者の復旧・復</p>

資金名	資金の内容
震災以降の取扱実績： 2件、21百万円	興に向けた需資に対応しています。 対象者：農業を営む個人・団体等 資金使途：施設・農機具、果樹等植栽育成、 家畜購入、長期運転資金等 貸付限度額：2億円まで（個人は1,800万円まで） 貸付期間：20年以内 貸付利率：最長18年無利子 担保保証人：必要に応じて担保、保証人が必要 （福島県農業信用基金協会の保証・保証料負担なし）
農業経営改善促進 資金（新スーパーS 資金） ＊震災以降の取扱実績 はありません	認定農業者及び六次産業化法認定者のための運転資金で あり、当組合が取扱金融機関として相談・受付を行います。 対象者：認定農業者・六次産業化法認定者 資金使途：農業経営改善計画の達成に必要な運転資金 貸付限度額：認定農業者2,000万円まで（個人は500万円ま で、六次産業化法認定者4,000万円まで（個人 は1,000万円まで） 貸付期間：1年以内 貸付利率：1.5%（保証料は別途必要） 担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会）
J Aバンクの資金	
<p>東日本大震災の影響を受けた農業者の負担軽減を図るため、JAバンク利子助成事業（＊）を活用したJA農業関係資金を相談・貸付しております。</p> <p>＊JAバンクアグリ・エコサポート基金は、JAバンクの社会貢献活動の一環として、農林中央金庫の基金拠出によって設立された一般社団法人です。JAバンク利子助成事業は、このJAバンクアグリ・エコサポート基金を助成機関として、厳しい経営環境に直面している農業者に対して、農業経営の安定化・効率化を目的に、JAバンクの農業資金に対して最大年1.0%の利子助成を行っております。なお、利子助成の対象となる農業資金はJA農機ハウスローン、担い手応援ローン、アグリスーパー資金、アグリマイティー資金、農業経営改善促進資金（新スーパーS資金）及び農業近代化資金です。</p> <p>（以下①～④の貸付利率は利子助成前の利率）</p>	
① J A 農機ハウス ローン ＊震災以降の取扱実績 はありません	対象者：農業を営む個人・団体等 資金使途：農機具、パイプハウス購入等 貸付限度額：1,800万円まで 貸付期間：10年以内 貸付利率：年1.95%～1.975%（保証料は別途必要） 担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）

資金名	資金の内容
<p>② 担い手応援ローン</p> <p>* 震災以降の取扱実績はありません</p>	<p>対象者：農業を営み、JAの税務対応支援を受ける個人・法人等</p> <p>資金用途：農業生産・農業経営に必要な運転資金</p> <p>貸付限度額：1,000万円まで</p> <p>貸付期間：1年以内</p> <p>貸付利率：年1.975%（保証料は別途必要）</p> <p>担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p>
<p>③ アグリスーパー資金</p> <p>* 震災以降の取扱実績はありません</p>	<p>対象者：水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる個人・法人等</p> <p>資金用途：農業生産・農業経営に必要な運転資金</p> <p>貸付限度額：水田・畑作経営所得安定対策の交付金相当額及び対象品目の販売代金相当額のうち、JA口座に入金される金額の範囲内</p> <p>貸付期間：1年以内</p> <p>貸付利率：年1.6%（保証料は別途必要）</p> <p>担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p>
<p>④ アグリマイティ一資金</p> <p>* 震災以降の取扱実績：4件、322百万円</p>	<p>対象者：農業を営む個人・法人等</p> <p>資金用途：農機具購入、農畜舎建設資金、農産物加工・流通・販売に必要な資金、地域の活性化や振興を支援するための設備資金等</p> <p>貸付限度額：所要金額の範囲内まで</p> <p>貸付期間：10年以内</p> <p>貸付利率：年0.95%～年2.175%（保証料は別途必要）</p> <p>担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p>

<生活関連資金の内容>

資金名	資金の内容
制度資金	
<p>災害復興住宅融資制度</p> <p>*震災以降の取扱実績はありません</p>	<p>住宅金融支援機構原資の資金であり、当組合が相談窓口及び取次金融機関として受付を行います。</p> <p>東日本大震災を受け、平成23年5月から取扱いが開始となった融資制度であり、主に被災者が住宅再建を行う際に、当初5年間無利子、元金据置期間を5年（通常3年）に拡充した被災者支援のための住宅融資制度です。</p> <p>対象者：住宅が全壊、半壊、大規模半壊された方（り災証明書を交付されている方）</p> <p>資金用途：住宅の新築・購入、補修</p> <p>貸付限度額：3,330万円まで</p> <p>貸付期間：35年以内</p> <p>貸付利率（注）：当初5年 年0.00% 6年～10年目 年0.65% 11年目以降 年1.18%</p> <p>（注）建設・購入の場合で特例加算部分は除く</p> <p>担保保証人：建物・敷地に第一抵当権順位の抵当権を設定。火災保険金請求権に質権設定。</p>
JAバンクの資金	
<p>JA住宅ローン</p> <p>*震災以降の取扱実績：23件、4億6百万円</p>	<p>災害復興住宅融資制度は、金額の上限があることや面積要件があることから、被災者支援を目的にJA住宅ローンの要件を緩和いたしました。</p> <p>具体的には、後順位での抵当権設定を可とするなどの対応を行っており、災害復興住宅融資制度と併せ、被災者の住宅再建支援を行ってまいります。</p> <p>対象者：組合員の方</p> <p>資金用途：住宅の新築・購入(含中古住宅)、増改築資金等</p> <p>貸付限度額：5,000万円まで</p> <p>貸付期間：35年以内</p> <p>貸付利率：年0.75%～3.87%（保証料は別途必要）</p> <p>担保：融資対象物件（土地・建物）に原則として第1順位の抵当権を設定。 火災共済（保険）金請求権に質権設定。</p> <p>保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会または協同住宅ローン(株)の保証）</p>

資金名	資金の内容
<p>J A リフォームローン</p> <p>* 震災以降の取扱実績はありません</p>	<p>地震や津波の被害により住宅等の改装・補修の需要が高まっています。平成 24 年 5 月 1 日より貸付限度額を 1,000 万円まで拡大するなど被災者の資金ニーズに対応しています。</p> <p>対 象 者：組合員の方</p> <p>資金使途：住宅の増改築・改装・補修、その他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金</p> <p>貸付限度額：1,000 万円まで</p> <p>貸付期間：1 年以上 15 年以内</p> <p>貸付利率：年 0.95%～3.15%（保証料は別途必要）</p> <p>担 保：原則不要。ただし、借入金額が 500 万円を超える場合は、融資対象物件（土地・建物）に第 1 順位の抵当権を設定。</p> <p>保 証 人：原則不要（福島県農業信用基金協会または協同住宅ローン(株)の保証）</p>
<p>J A マイカーローン</p> <p>* 震災以降の取扱実績：40 件、71 百万円</p>	<p>津波被害によりマイカーが多く失われ、被災者の生活の足は奪われました。当管内・避難生活において、日々の生活にマイカーが必要不可欠であることから、JA マイカーローンを取り扱っております。</p> <p>対 象 者：組合員の方</p> <p>資金使途：自動車・オートバイ購入、点検・修理、車検、運転免許取得、車庫建設（100 万円以内）等</p> <p>貸付限度額：500 万円まで</p> <p>貸付期間：7 年以内</p> <p>貸付利率：年 1.25%～3.95%（保証料は別途必要）</p> <p>担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p>
<p>J A 教育ローン</p> <p>* 震災以降の取扱実績：1 件、1 百万円</p>	<p>震災・原発事故の影響により被災者・被災者子弟の就学に支障をきたすことがないように、当組合では JA 教育ローンを取り扱っております。JA 教育ローンについては、在学期間中の元金据置を可能にしており、被災者の負担軽減を図っております。</p> <p>対 象 者：組合員の方</p> <p>資金使途：就学子弟の入学金、授業料、学費、アパート家賃等</p> <p>貸付限度額：500 万円以内</p> <p>貸付期間：13 年 6 カ月（在学期間+7 年 6 カ月）</p> <p>貸付利率：年 1.35%～4.3%（保証料は別途必要）</p>

資金名	資金の内容
	担保保証人：原則不要（保証協会の保証） 貸付額 200 万円以上は配偶者連帯保証
J Aフリーローン *震災以降の取扱実績は ありません	津波被害により家財道具を含む所有資産が失われました。被災者の生活を安定させるため、生活必需品の取得は欠かせません。したがって、当組合では、被災者が家財購入等多目的に使用できる JA フリーローンを取り扱っております。 対象者：組合員の方 資金用途：生活に必要とする資金 貸付限度額：300 万円以内 貸付期間：5 年以内 貸付利率：年 5.475%～6.050% 担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）

(c) その他

被災した組合員・利用者の生活再建を支援するため、県下統一商品の JA バンク復興支援定期（金利 0.1% 上乘せ）や JA 独自商品の震災復興準備定期（金利最大 0.3% 上乘せ）等を展開した結果、平成 26 年度の個人定期新規取組額は 331 億 28 百万円となり、個人定期貯金残高は 758 億 43 百万円（前期末対比+177 億 48 百万円）となりました。

c 地域の復興計画策定への参画

各町村の設置した復旧・復興計画策定委員会に、農業者の立場として当組合の役職員が参加し、農地の除染・復旧等にかかる要望、モデル事業への参画等を行いました。

平成 26 年 2 月以降、県・管内 8 町村・JA による四半期毎の定例会議を開始し、各町村の復旧・復興計画や復興対策・取組みについての情報共有化と意見交換を実施しており、こうした取り組みを通じて、各町村の復旧・復興計画の策定や今後の方針の検討に積極的に参画しております。

d 被災地域の復興支援にかかる取組み

当組合では、農業の復興が地域の復興に直結することを踏まえ、①農業生産基盤の復旧対策・営農再開支援、②東京電力への農畜産物損害賠償請求の 2 点を重点分野に位置づけ取り組んでおります。

(a) 農業生産基盤の復旧対策・営農再開支援

原発事故により、管内全地域で稲作の作付制限・自粛要請がなされる等、農業が営めない状況が続いてきましたが、平成 25 年度より広野町・川内村の 2 町村で稲作の作付けが再開されました。

平成 26 年度も、行政と合同で 2 月に農家組合員向け説明会を開催し、放射性物質吸収抑制対策、全量全袋検査、生産調整等の説明を行ったほか、農林中央金庫・全農による水稻再開費用助成等も活用し、営農再開支援を行いました。この結果、広野町で 133 人・156ha（昨年比+34 人・+46ha。震災前の 83%）、川内村で 121 人・159ha（昨年比+36 人・57ha。震災前の 56%）が稲作の作付けを行いました。

また、来年以降の営農再開・作付面積拡大に向け、行政等と連携しつつ、檜葉町・浪江町・富岡町・川内村・大熊町・葛尾村で水稻の展示圃（計 596a。昨年比+279a）、檜葉町・広野町・葛尾村・浪江町・川内村で園芸品目等の試験圃（計 66a。昨年比+44a。品目はカボチャ、ブロッコリー等の野菜に加え、今年度から花卉、牧草を開始）を設置するなど、農業生産基盤の復旧に向けた取組みを着実に進めました。

6・7 月には、稲作栽培にかかる実地指導会「あぜみち指導会」を開催したほか、農林中央金庫による病虫害防除剤支援にかかる費用助成も活用し、上位等級比率向上に努めました。7 月以降、放射能検査での安全性を確認の上、野菜等の出荷を開始したほか、花卉についても大田市場やいわき中央生花市場等で PR 活動と出荷を行いました。また、9 月下旬からは、収穫された米の格付検査と全量全袋検査を実施し、検査の結果、全て基準値以下と、安全性が確認されました。この他にも、今後の管内の営農再開・拡大に伴い必要な農業施設に関し、整備の必要性や規模等について、各町村と協議・要請を行いました。

< 営農経済部による営農指導等の事例 >

< 稲作農家 >

広野町・川内村で、行政と連携して、稲作栽培にかかる実地指導会「あぜみち指導会」を各 2 回開催（延べ 139 人参加）し、稲の生育状態を個別に見ながら、放射性物質吸収抑制対策や病虫害対策、倒状防止の指導等を行いました。

< 野菜・花卉の作付け推進 >

広野町・川内村の営農再開地域において、水稻以外の作付け品目を拡大させるため、平成 27 年 3 月に、園芸品目栽培推進打ち合わせ会（広野町・12 名参加）や現地育苗講習会（川内村・20 名参加）等を開催し、野菜（長ネギ・カボチャ・ブロッコリー・ほうれん草・馬鈴

薯・紫芋) や花卉 (キク・ヒマワリ等) の作付け推進を行いました。

また、平成 24 年度から開始した土壌放射性物質線量マップ (広野町 119 ヲ所・川内村 79 ヲ所の農地で、作付け前と収穫後の放射線量を定点測定し、放射能移行調査を行うとともに、マップ化するもの) については、JA グループ福島復興基金等も活用し、平成 26 年度も継続して実施しています。

なお、管外で稲作等の営農再開を希望する組合員に対しては、生産数量目標の配分、経営所得安定対策への加入手続きなどの支援を行っているほか、個々の農家組合員の希望 (就農地域・就農形態・規模等) を把握した上で、県内外 JA の協力も得て、就農・農地情報の紹介や同行しての物件視察等も行っております。

引き続き、当組合では、行政等と協議・連携し、農業の再開に向けた取組みを進めてまいります。

< 営農再開を希望する農家組合員に対する支援事例 >

< 畜産 (和牛繁殖) >

畜産農業協同組合からの業務移管の受け入れのほか、畜産農家に対して全農家畜市場への上場の支援を行いました。また規模拡大を希望する繁殖農家に対し、優良母体の導入を進めるための購入資金について、助成等の手続をサポートしています。さらに、管内に帰還してからもスムーズに飼育管理ができるよう、除染済み地域での牧草の栽培とモニタリング調査 (線量測定) 等も行っております。

< タラの芽栽培農家 >

川内村では、平成 23 年 11 月からタラの芽の栽培を再開しましたが、避難中であったため病害虫駆除や肥料散布等の栽培管理ができず、平成 24 年度はカミキリムシにより甚大な被害を受けました。産地維持のため、平成 25 年度から村と JA で当該害虫防除剤を全額助成 (平成 26 年度も継続) しているほか、定期的に栽培指導会を行っております。

(b) 東京電力への農畜産物損害賠償請求

組合員のみならず地域の農業者全員の生活を支援するため、当組合では、福島県農業協同組合中央会等と連携の上、組合員・利用者の東京電力に対する農畜産物損害賠償請求の事務を受託しています (平成 27 年 4 月 30 日現在、委任状受領先数 6,412 人)。平成 26 年 3 月から平成 27 年 4 月末の間に、東京電力に対し 7 億 24 百万円の農畜産物損害賠償を請求し、過年度請求分含め 14 億 4 百万円の支払いを受けております。

今後とも請求した損害賠償の速やかな支払い、損害賠償の対象範囲の拡大等について、関係団体等と連携の上、東京電力に対して強く求めてまいります。

e 人材育成と活用

被災した農業者をはじめとする組合員・利用者からの様々な相談に的確に対応できるよう、研修及び通信教育により、金融実務や各事業の専門知識を備えた人材の育成に引き続き取り組みます。

組合員・利用者の金融ニーズ等に対応できるような職員の育成に向け、毎年度当初に当年度教育研修年間計画を定め、組合員・利用者への相談対応力強化の観点等から、貸出・金融法務・税務等の外部研修への参加を進める等、人材育成を行っております。

<資格取得状況 平成 27 年 4 月末時点>

資格	取得者数
金融法務相談員	13 名
税務相談員	14 名
年金アドバイザー	7 名
F P	7 名
宅地建物取引主任者	2 名

(6) その他当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策

a 創業又は新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化のための方策

管内の大半が避難指示区域であり、営農活動が制限されている現状においては、直ちに新規就農や六次産業化への支援はできない状況にあり、除染による農地復旧の状況等を踏まえながら対応してまいります。

b 経営に関する相談その他の利用者に対する支援にかかる機能の強化のための方策

農業者等からの経営に関する相談等に応えるため、組合員サポートセンターに相談窓口を設置し、各種相談に応じております。

平成 26 年の税務申告に際しては、前年と同様、約 300 人の組合員等に対し、損害賠償金の税務上の取扱い等についての情報の郵送、電算システム（JA 情報マネジメント）による税務申告基礎資料データの提供を行ったほか、税理士による個別直接指導（平成 27 年 3 月）等も実施しました。また、組合員・利用者に対する窓口対応力・相談機能強化のため、農林中

中央金庫の支援も受けつつ、職員向けの税務研修会を実施したほか、組合員・利用者向けの税務セミナー（全体説明会及び個別相談）も開催しました（平成26年11月に会津・郡山で開催。全体説明会に延べ65人参加）。

また、組合の体制整備として、信用事業部門と営農・経済事業部門の事業間連携を強化するとともに、担当者に対する外部研修会への参加奨励及び内部研修会の開催等を行っております。

c 早期の事業・生活再生に資する方策

(a) 支店・組合員サポートセンターの相談機能の強化

組合員・利用者からの相談対応を適切かつ効果的に行うため、組合員・利用者の避難状況の変化に応じて、組合員サポートセンターの設置場所・職員数を適宜見直すとともに、業務体制を拡充しております。

具体的には、相談機能の強化、組合員・利用者の利便性向上のため、平成24年11～12月に県内の組合員サポートセンターのうち4カ所にフル機能の金融業務を行う仮店舗を設置し、通常の金融取引がその場で行えるように体制整備を行いました。管内の2支店には経済事業担当者を、管内の2支店・4カ所の組合員サポートセンターには融資担当者と渉外担当者を配置し、営農・金融に関する相談に十全に対応できる体制としました。さらに平成26年10月には安達サポートセンターにも仮店舗を設置し、組合員・利用者の利便性の向上を図りました。

支店・組合員サポートセンターには各町村ゆかりの職員を配置するなど、地域金融機関として培ってきた信頼を軸に、被災された組合員・利用者が相談しやすい体制を整え、被災組合員等への生活面にかかる相談（貯金業務や借入に関する相談等）や組合員の東京電力に対する農畜産物損害賠償請求に関する相談・対応を継続しています。

<組合員サポートセンターの設置状況の変遷> (単位:カ所、人)

年月	平成23年 4月	同 6月	同 7月	同 11月	平成24年 4月	同 12月	平成25年 9月
サポートセンター数	9	13	12	9	7	6	5
1カ所あたり職員数	2.9	4.5	3.6	4.3	5.7	10.5	11.8

- 平成23年4月に、県内外9カ所に組合員サポートセンターを設置。
- 組合員・利用者対応を強化するため、自宅待機中の職員を招集して順次増設し、平成23年6月には13カ所に設置。
- 仮設住宅等への入居により避難先が集約化されてきたことに伴い、平成23年7月以降組合員サポートセンターを順次集約。
- 平成24年4月に、広野支店・川内支店を再開し、同支店内に設置していた組合員サポ

ートセンターを吸収。

- 平成 24 年 12 月にフル機能の金融業務を行う仮店舗を組合員サポートセンターに設置したことに伴い、近距離にあった 2 つの組合員サポートセンターを統合。
- 平成 25 年 9 月に避難住民の福島県内への帰還や双葉町役場機能の移転等による利用者の減少を踏まえ、埼玉サポートセンターを閉所。

(b) 組合員・利用者の所在確認等

訪問活動の充実・事業拠点の設置を検討するため、組合員・利用者の所在（避難先）確認を行っております。平成 26 年度も信用・共済事業や農畜産物損害賠償請求の受託等を行う中での所在確認、職員による地元組合員の所在確認、組合員の利用状況を勘案した再度の確認等を進めております。今後とも避難先住所や転居等にかかる情報収集を継続してまいります。

(c) 経営面の対策

早期の営農再開が困難なことから、平成 26 年度も東京電力に対する損害賠償請求事務の受託、賠償金の早期満額支払いや損害賠償の対象範囲の拡大に向けた折衝等を行っております。

農地の除染、復旧等が進み、営農再開の目途がついた時には、農業者の経営改善計画策定の支援、設備投資・運転資金等の農業者の負担を軽減するため、市町村、農業普及所等と連携した補助事業等の活用を支援等を行ってまいります。

d 事業の承継に対する支援にかかる機能の強化のための方策

原発事故の影響により、現状、当組合管内での営農再開は困難な状態であり、事業承継の相談等は受けておりません。

管内での営農再開の目途がたつにつれ、事業承継の相談を受けることも想定されることから、今後、事業承継にかかる法務・税務研修会の受講・内部会議などを通じて、職員のより高度な知識の蓄積に向けた育成に取り組むとともに、当組合内の情報共有を図ってまいります。

e 避難先での新たなコミュニティ創出にかかる支援

当組合では、地域に根ざしたこれまでの活動・ネットワークを維持・継続するため、女性部や生産部会の役員会・交流会・研修会の開催や企画旅行の実施等、組織活動に対する支援を行っております。

平成 26 年度下期につきましては、9 月に新潟への企画旅行（53 名参加）、11 月にウォーキング大会（141 名参加）及び地区別座談会（県内 6 ヲ所

で延べ 78 名参加)、12 月に全職員による仮設住宅等避難先の一斉訪問等を行いました。この他、震災後一時休刊していた広報誌「アグリティ」の発行再開、コミュニティ誌「アグリティプラス」の発刊等を通じて、避難先での新たなコミュニティの創出、「地域のきずな」の再生・強化に取り組んでおります。

3 剰余金の処分の方針

当組合は、農業協同組合として組合員から出資を受け入れ、生じた剰余金につきましては、農業協同組合法等の定めるところにより、内部留保の充実に努めるとともに、安定した出資金配当を維持することを基本方針としております。

平成 27 年 2 月期決算におきましては、当期剰余金 22 億 85 百万円を計上したことにより配当可能額が確保されたことから、優先出資の配当を行うこととなりましたが、震災復興に向けた諸対策の実施に備え、内部留保の充実に努めるため、普通出資配当は無配とさせていただきました。

今後につきましても、地域農業・経済の活性化への貢献を果たすため、当組合の収益改善や内部留保の蓄積状況等を踏まえ、適切な配当水準を検討してまいります。

4 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理体制

当組合は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される総代会の決定事項を踏まえ、総代会で選任された理事で構成される理事会が業務執行を行っております。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っております。

信用事業については担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤・員外監事を設置しガバナンス強化を図っております。

今後とも、業務の健全かつ適切な運営の確保に努めてまいります。

(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めております。

内部監査は、本店・支店、組合員サポートセンターのすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、被監査部門の改

善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を半期ごとに理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、ただちに理事会、代表理事組合長及び監事に報告し、速やかに適切な措置を講じております。

(3) 地域特性・事業基盤にあった収支構造に向けた取り組み

当組合では、組合員・利用者ニーズに応えるため、震災直後に仮本店及び組合員サポートセンターを設置する等、震災前の組織体制を大幅に見直し体制を整備しております。東日本大震災・原発事故による事業基盤の変化を受けて、住民帰還や地域の復興状況等を踏まえ、部門毎の業務改善や部門別損益管理に取り組みながら、支店の再開やフル機能の金融業務を行う仮店舗の設置等の施策を講じております。

(4) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理状況ならびにこれらに対する今後の方針

a リスク管理体制

組合員・利用者の皆様に安心して当組合をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要と認識しております。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべくリスク管理体制を整備し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しております。また、これらに基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めております。

今後とも、上記管理体制による適切なリスク管理に努めてまいります。

b 信用リスク管理

(a) 信用リスク管理態勢の現状

当組合では、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し、与信審査を行っております。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など体系的な規定手続きを整備し、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を適正に行っております。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。なお、債

務者の大半が県内外に避難していることを踏まえ、継続的な債務者の現況再確認を進めております。

また、金融円滑化の趣旨を十分に認識しつつ、「被災債権の管理方針」を定め、債務者の信用状況を適切に把握し、債務者個々の実態に応じた対応（条件変更、制度資金・負債整理資金の活用等）を行うことで営農・生活再建を支援しつつ、適切な債権管理を図っております。

なお、理事会は被災者への信用供与の状況や信用リスクに関する報告を毎月、かつ必要に応じて随時に受け、関係部に対し相談機能発揮による債務者への適切な対応を指示するなど、適切にリスクを把握・管理しております。

(b) 今後の方針（不良債権の適切な管理を含む）

震災の影響が中長期に及ぶことが懸念されることから、当組合は、営農・経済部門や信用事業部門などの関係部署が連携して、組合員・利用者への訪問・面談等を徹底し、債務者の現況把握に継続的に取り組み、早期の情報収集に取り組んでおります。

こうした現況を適切に踏まえたうえで、リスク管理部門が当組合全体の信用リスク状況等を適切に把握・分析するとともに、特に被災者向け債権の管理につきましては、被災者に対する相談機能を適切に発揮し、被災状況や生活再建に応じた適切なサポート策を提供することで、不良債権の抑制・信用リスクの低減等に取り組んでおります。

c 市場リスク管理

当組合では、「JA バンク基本方針」に基づき、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止することを基本とし、余裕金の3分の2以上を農林中央金庫に預け入れしております。この預け金以外の資金運用については、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っております。

当組合では、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びALM（資産・負債管理）などを考慮し、経営層で構成するALM委員会を定期的に関催し、運用方針及びリスク管理方針を協議したのち、理事会において決定してまいります。運用部門は、理事会で決定した運用方針等に基づき、運用を行ってまいります。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、四半期毎にリスク量の測定を行い、経営層に報告してまいります。

d 流動性リスク管理

当組合では、前述のとおり、余裕金の3分の2以上を農林中央金庫に預け入れしており、全体として高い流動性を確保しております。そのうえで、運用調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めております。

e オペレーショナル・リスク管理

当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務等について、事務手続にかかる各種規程を決め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握し報告する体制を整備してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めております。

このうち事務リスクについては、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。なお、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しております。また、システムリスクについては、コンピュータシステムの安定稼動のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、システムリスク管理についてのマニュアルを策定しております。

今後とも、上記の管理態勢に基づく適切なリスク管理に取り組むとともに、必要に応じて管理態勢の改善を図るなど、リスク管理態勢を引き続き徹底してまいります。

以 上